

無料セミナー参加者募集

厚生労働省委託事業

宮古地域雇用創造協議会では、求職者支援及び地域産業の活性化の一環として様々な講座を開催しています。

対象
事業主、従事者、創業希望者

○外国人観光客おもてなしセミナー
ピンチはチャンス！
集客の技・中国語で備えよう！
◇時間 9:30~12:30

【第4期】9月21日～25日(月～金)5日間
■締切 9月17日(木)17時まで

○民泊創業支援セミナー
民泊のイロハの「イ」が学べます！

【第2期】9月12日～13日(土日)2日間
◇時間 13:00~16:00
■締切 9月10日(木)17時まで

【第3期】10月24日～25日(土日)2日間
◇時間 18:30~21:30
■締切 10月22日(木)17時まで

対象
求職者、転職希望者

○ビジネススキルアップセミナー
パソコンスキルとビジネスマナーを
基礎から学び就職に活かそう!!
◇時間 9:30~16:30

【第5期】9月7日～18日(月～金)10日間
■締切 9月3日(木)17時まで

【第6期】10月12日～23日(月～金)10日間
■締切 10月8日(木)17時まで

■場所 ①平良第一教室(居酒屋ななや2階)
②平良第二教室(琉球銀行宮古支店4階)
③下地教室(下地庁舎3階)
※いずれかの教室で受講していただきます。

※諸事情により各種日程・研修会場等が変更となる場合がございます。ご了承くださいませ。

お申込みは、申込用紙を確認できた方から、先着順(定員10名)です。申込用紙は、各庁舎、書店、スーパーに設置してあります。琉球銀行4階406号室へ直接提出するか、FAXでも送付いただけます。WEBからのお申込みは、「<http://miya-koyou.jp/>」へアクセスしてください。

【申込・お問合せ】宮古島地域雇用創造協議会(琉銀ビル4F) ☎79-5288 FAX79-5289

こころの健康について 考えてみませんか?

～9月10日から16日は自殺予防週間です～

沖縄県では年間200人以上の方が自殺で亡くなっています。
悩んでいる人に気づいたら、どうか優しく声をかけてみてください。
その小さな気づきと声かけで守れる命がきっとあります。
悩んでいる方は、一人で悩まず早めにご相談ください。

自殺を防ぐ
4つのポイント

気づき 傾聴
見守り つなぎ

相談窓口

相談機関名	連絡先	利用日時
宮古保健所 地域保険班	72-8447	月～金 9:00～11:30 13:00～16:30
宮古島市役所 障がい福祉課	73-1975	
沖縄いのちの電話	098-866-4343	年中無休 10:00～23:00

◎宮古保健所では、「精神科医師による相談事業」も行っています。(無料・要予約)

9月図書館のコーナー

【休館日】
定例休館日：7・14・28日
定期館内整理日：17日
祝日・振替休日：21日(敬老の日)、
22日(秋分の日)、23日(振替休日)

宮古島市立図書館 ☎72-2235
未来創造センター内

城辺分館 ☎77-8813

一般書



☆破局 遠野 遙 / 著
☆赤い砂を蹴る 石原 燃 / 著
☆ひきこもりからの脱出 石田一宏の子どもの発達論を読み解く 石田一宏 他 / 編・著
☆大切なあの人に聞けばよかった 話せばよかった 聞こう話そう委員会 / 編
☆お見合い35回にうんざりしてアメリカに家出して僧侶になって帰ってきました。 英月 / 著



☆猫の菊ちゃん 湊文 / 著
☆つくりわけおかず300 帰って速攻! できたて晩ごはん! 小田 真規子 / 著
☆カエル母さん ユウコトリトリ / 著
☆あふれる家 中島 さなえ / 著
☆わたしが知らないスゴ本は、きっとあなたが読んでいる Dain / 編



未来創造センターからのお知らせ

現在、未来創造センターでは新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開館や休館の予定を変更する場合がございます。なにとぞご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

サーツツヌ

9月の博物館



休 毎週月曜日
館 22日(秋分の日)、23日(振替休日)
日 24日、25日、30日

問 宮古島市総合博物館
☎73-0567



《臨時休館のお知らせ》

館内燻蒸及び館内清掃のため、24日(木)、25日(金)、30日(水)は臨時休館いたします。

「うい・ずうプラン」って知ってますか?

ういずプラン

「うい」…We「私たち」
「ずう」…方言の「行きましょう」
「ういず」…With「一緒に」

『うい・ずうプラン』とは

「宮古島市男女共同参画計画」の愛称です。男女がともに歩む情景をイメージしたもので、すべての市民・老若男女が「男女共同参画社会」の実現に向けてともに歩いていこうという期待を込めています。

「男だから」「女だから」と性別によって男女の役割を決めるのではなく、それぞれの個性や能力を認め合い、助け合う社会。それがあたりまえとなる社会が「男女共同参画社会」です。平成11年6月に公布・施行された国の「男女共同参画社会基本法」で地方公共団体は男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むよう求められています。